

《 事務所ニュース 2015年6月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

ブラック企業の社名を公表

5月18日から 厚労省が対策発表
(日本経済新聞)

厚生労働省は15日、従業員に過酷な労働を強いる「ブラック企業」対策を正式発表した。

従業員の違法な長時間労働で、年3回是正勧告を受けた大企業の社名を公表する。18日から実施する。公表の対象を広げ、過重労働を減らす狙いだ。問題企業では労働時間を改ざんするなど悪質な行為もあり、実効性の確保が課題になる。

「決意の表れと取ってほしい」。15日の閣議後会見で対策を発表した塩崎恭久厚労相は強調した。これまで社名を公表していたのは是正勧告に従わず、書類送検をした企業のみだ。厚労省によると、2013年に労働基準監督署が是正勧告したのは11万2873件あった。書類送検したのは1043件で、勧告の1%にも満たない。

社名公表は複数の都道府県に支店や営業所などを置く大企業を対象にする。**中小企業は対象外だ。**1カ月間の時間外・休日労働が100時間を超える従業員が1つの事業所で10人以上か4分1以上で、1年程度の間3カ所の事業所で是正勧告を受けると、組織の問題として社名を公表する。

企業にとっては社名を公表されるとブラック企業として認知され、イメージ悪化や人材確保が難しくなる。違法な長時間労働をこれまで以上に隠そうとすることも予想され、労基署の調査能力の向上が求められそうだ。

違法な長時間労働で病気や自殺に追い込まれる人が後を絶たず、厚労省はブラック企業の監視を強化している。2014年11月には違

法な長時間労働が疑われる4561事業所に立ち入り調査を実施し、半数の事業所に是正を勧告した。

ストレスチェック制度について

厚生労働省は5月7日、今年の12月から始まるストレスチェック制度について、実施マニュアルと「Q&A」を公表しました。マニュアルでは、実施方法・実施頻度と対象者・結果の通知と通知後の対応など、主な項目別に具体的な対応方法が記載され、「Q&A」では、費用を負担するのは事業者か労働者か、といった実務的な内容についての質問と回答が掲載されています。

労働保険 平成27年の年度更新

労働保険の年度更新の時期がきました。年度更新とは、平成26年度の確定保険料及び平成27年度の概算保険料を申告・納付する手続きです。

申請用紙は6月上旬に届きますので、ご確認ください。

なお、年度更新についてはお気軽に当事務所にお問い合わせください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談 (急増中)
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談(老齢・障害・遺族)
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)